足利市企業立地促進制度のご案内

この制度は、企業間の土地取引や立地・操業に係る土地及び建物の取得費用の一部を補助し、中小ものづくり企業の立地を促すものです。

また、市民雇用を創出するため、この制度に該当した方が新たに市民を正社員として雇用した場合、一定の就業期間を要件に補助金を交付します。市民である新規学卒者を雇用した際には補助額を上乗せします。

さらに環境保全推進に資する緑地の整備に対しても一定の補助金を交付します。

対 象 者

市内の区域内において事業を行う中小企業者等

対象用地

足利市内の産業団地または工業等の用に供することが可能な用地で 1.000㎡以上のもの

対象施設

原則として自ら使用することを目的として取得する工場、倉庫、研究 所その他これらに附属する施設

対象業種

日本標準産業分類における製造業、道路貨物運送業、自然科学研究所に分類される業種(製造業の業に係る開発又は研究等)

土地・建物等を売買等により 取得した場合

企業立地促進事業補助金

対象となる土地・建物の固定資産評価額に補助率3%を乗じた額を課税初年度のみ補助します!

※計画の段階で、必ず事前に産業ものづくり課までご相談ください。

(事前届出書の提出が必要です。)

雇用促進事業補助金

企業立地促進制度に該当する方が 新たに市民を雇用した場合 別途補助金を交付します!

主な要件

- 〇操業開始から1年以内に雇用した者で、 6カ月以上継続して雇用した者
- 〇足利市に住民票がある者
- ○雇用保険の被保険者で、期間の定めのない正社員

補助額

1人につき12万円(新規学卒者は6万円上乗せ)

☆お問い合わせ☆

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課

工業・国際戦略担当 (別館1階)

TEL:0284-20-2110 FAX:0284-20-2259

e-mail:kougyou@city.ashikaga.lg.jp

環境保全推進事業補助金

企業立地促進制度に該当する方が 対象用地の中で新たな緑地を設置した場合 補助金を交付します!

緑 化 事 業

主な要件

【産業団地内】

- ○工場立地法の適用を受ける工場等の場合、同法に 定める緑地の設置基準等を遵守すること。
- 〇工場立地法適用外であり、緑化指導要綱の適用を 受ける工場等の場合
- ①緑化指導要綱の基準以上の緑地の設置
- ②足利市との緑化協定の締結

【産業団地以外】

○工場立地法の適用を受ける工場等の場合、同法に 定める緑地の設置基準等を遵守すること。

補助額

緑化に要した費用の1/3または当該緑化面積に 1,500円/㎡を乗じた額のいずれか低い額 【限度額】500万円

☆詳細は裏面を参照ください☆

足利市企業立地促進制度の概要

対	象			者	市内の区域内において事業を行う中小企業者										
対	対 象 用		地	市内産業団地及び産業・工業系事業の用に供することが可能な用地で						m以上(かもの				
対	象 施		設	と 固定資産評価額が1,000万円以上で対象用地内に立地する原則として						使用する:	工場等				
対	多	象 業		種	日本標準産業分類に分類される製造業、道路貨物運送業、自然科学研製造業の業に係る開発又は研究等						行に分類	される業	種、		
区				分	主	な		要	件	補	助	Ø	内	容	
企業立地促進事業	土地を新規で取得した場合														
	工場等を新築 により取得			築	土地取得後3年以内に操業すること					・補助対象となる工場等用地及び 工場等に係る固定資産評価額に 3%を乗じて得た額を課税初年度					
	工場等を売買 により取得			買	土地取得後1年以内に操業すること										
	工場等を賃借			告	土地取得後1年以内に操業すること						のみ補助				
	元々所有する土地又は土地を賃借する場合														
	工場等の新築・ 増築・売買によ る取得				・増築の場合、増築部分の評価額が1,000万円以上であること ・工場等取得日から6月以内に操業すること										
雇	新規雇用				・足利市に住民票	・操業開始から1年以内に雇用した者 ・6月以上継続して雇用した者									
用促進事業※	:	移転による雇用			がある者 ・雇用保険の被保 険者(期間の定め	・操業開始以前に当該中小企業者が1年以上雇用 していた者 ・操業開始から1年以内に足利市に転勤及び転入 し、6月以上継続して雇用及び足利市に居住した 者					12万円 (新規学卒者は6万円上乗せ)				
環境保全推進事業※	緑化	緑化事業			・費用の全額支払い ・同一の対象用地内で一度限り 【産業団地内】 〇工場立地法の適用を受ける工場等の場合、同法に定める緑地の設置基準等を遵守すること。 〇工場立地法適用外であり、緑化指導要綱の適用を受ける工場等の場合 ①緑化指導要綱の基準以上の緑地の設置 ②足利市との緑化協定の締結 【産業団地以外】 〇工場立地法の適用を受ける工場等の場合、同法に定める緑地の設置基準等を遵守すること。						緑化に要した費用の1/3または当 該緑化面積に1,500円/㎡を乗じた 額のいずれか低い方の額 【限度額】500万円				